

令和6年2月1日  
サザビーリーグ健康保険第16号

事業主 各位

サザビーリーグ健康保険組合  
理事長 中村 達也

## 令和5年度被扶養者資格の再確認調査について

平素は当組合の事業運営についてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省通知に基づき、被扶養者認定状況の再確認（以下「検認」といいます）を今年度も実施いたします。

この調査は皆様よりお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図ることを目的とし、過去に被扶養者として認定された時の状況が現在も維持されているかどうかを再確認するものです。

事業主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

検認対象者の「健康保険被扶養者調書（異動届）」（以下「調書」といいます）を送付いたしますので、被保険者の方へ配布をお願いいたします。

その後事業所のご担当者様は検認対象者から「調書」を受け取り、記載内容を確認の上、必要書類を添付し当組合に提出をお願いします。  
詳細は別紙をご参照ください。

■提出期限：令和6年3月15日（金）

## 令和5年 被扶養者資格の再確認調査 : 実施内容

実施事業所	全事業所	
調査日程	事前通知の案内	令和6年 2月 1日 (木)
	「調書」発送	令和6年 2月 9日 (金)
	提出期限	令和6年 3月 15日 (金)
	※未提出者については、令和6年4月1日付けで扶養認定を削除する場合がありますのでご注意ください。	
調査対象者	令和5年12月末日現在、認定されている19歳以上の被扶養者の方。 (ここでいう19歳以上とは、令和6年4月1日において19歳以上の方をいいます。)	
	ただし、次の①~③に該当する被扶養者の方は除きます。	
	① 令和6年4月1日までに被保険者が75歳に到達される被扶養者の方。	
	② 令和6年4月1日までに75歳に到達される被扶養者の方。	
	③ 令和5年1月1日以降に認定された被扶養者の方。	
※「調書」は、対象者以外の被扶養者の方も記載してあります。また、被扶養者の方すべてが対象外の被保険者の方には送付されません。		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓被扶養者に収入がある場合 ⇒収入に関する書類</li> <li>✓被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹及び兄弟姉妹以外のとき ⇒被保険者と同一世帯に属していることを確認できる書類</li> <li>✓被扶養者が別居している場合 ⇒仕送り額がわかるもの3カ月分+被扶養者の世帯全員の住民票</li> </ul>	
※詳細については、配布する「被扶養者調書 記入の手順」をご覧ください。(添付参照)		